

平成 26 年 1 月 吉日

会員各位

## 消費税率引上げに係る年会費差額消費税についてのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てにあずかり、誠に有難うございます。

さて、昨年 8 月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（以下、「改正消費税法」といいます）に関する当社会員サービスの年会費における消費税の取扱いにつきまして、下記の通りご案内致しますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

平成 25 年 10 月 1 日に予定どおり消費税率引上げを実施することが閣議決定された改正消費税法により、平成 26 年 4 月 1 日以降に当社が提供する商品・サービス等に係る消費税率についても 8%が適用されることとなりました。

既に平成 26 年 4 月 1 日以降の対象サービスにつきましては、消費税率を 8%にて計算してご案内しております。

このため、年会費につきましても、改正消費税法による新税率が適用される平成 26 年 4 月 1 日時点の会員様で、かつ、平成 26 年 4 月以降の期間を含む年会費を旧消費税率でお支払いいただいた会員様につきましては、以下のとおり年会費（税抜 60,000 円）未経過分の消費税につき、新税率と旧税率の差額 3%相当をご請求させていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

- 対 象：平成 26 年 4 月 1 日時点の会員様で、かつ、  
平成 26 年 4 月以降の期間を含む年会費を旧消費税率でお支払いいただいた会員様
- 内 容：年会費 60,000 円（税抜）の未経過分に係る消費税差額 3%相当分
- お手続方法：ご指定口座からの口座振替  
※年会費を振込みでお支払いいただいている会員様はお振込み（手数料はご負担いただきます。）
- 口座振替日：平成 26 年 4 月 23 日

（例）平成 25 年 7 月～平成 26 年 6 月までの年会費 63,000 円（税込）をお支払いの会員様の場合  
→平成 26 年 4 月～平成 26 年 6 月の年会費 3 カ月分（税抜 15,000 円）の消費税につき、新税率と旧税率の差額 3%相当の 450 円を、4 月に口座振替もしくはお振込みにてご請求させていただきます。

以上

(本件に関してのお問合せ先)

りそな総合研究所株式会社

会員・研修事業部

会員事業担当

TEL 03-5653-3952

TEL 06-6203-3022